

黒石東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめとは

いじめの定義

- 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、けんかやふざけ合いであっても表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うもの。

2 いじめに対する本校の基本姿勢

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、いじめのない明るく元気に楽しい学校生活を送ることができるよう、「黒石東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見に努め、強く生きる力につなげるべく、早期に解決する。
- (4) いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者、地域、関係機関と連携して解決、事後指導にあたる。
- (5) 児童、教職員の人権感覚を高める。

3 いじめの未然防止について

- (1) 学校全体で
児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- (2) 日常の授業で
教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- (3) 道徳の時間で
命の大切さについての指導に重点をおき、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童一人ひとりにもたせるよう、教育活動全体を通じて指導する。
- (4) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの取組
 - ① あいさつ運動
生活委員会が登校時に、全校児童へ発信する「あいさつ運動」を推進する。
 - ② 道徳教育
道徳教育の充実を図るとともに、外部講師を招聘するなど心と心の連携を図る。
- (5) 夢の実現へ向けて自ら学ぶ価値を見出し、学び続ける児童の育成
 - ① 児童一人ひとりが活躍できる学習活動
 - ② 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - ③ 自ら主体的に表現できる場の設定
 - ・ 学ぶエンジンの習得
 - ・ 授業における問い続ける子の育成
 - ・ 児童集会での発表の場の工夫

- ④ 人とつながる喜びを味わう体験活動
- ・ 学校行事，児童会活動，総合的な学習の時間（かがやきタイム）や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進

4 いじめの早期発見について

- (1) 「いじめはどの学校でも，どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち，すべての教職員が児童の様子を見守り，日常的な観察を丁寧に行うことにより，児童の小さな変化を見取ることができるよう努める。
- (2) 「いじめに関するアンケート（なかよしアンケート）」調査を児童と保護者に年3回行い，児童の悩みや人間関係を把握し，いじめのない学校づくりを目指す。
なお，アンケートは回答した児童が卒業後3年間，生徒指導主任が保管する。
- (3) 毎週水曜日，生徒指導や気になる児童についての情報交換会を実施し，全教職員で情報共有し，共通行動により該当児童を見守る。
- (4) 教育相談週間での教育相談及び保護者面談において，いじめ問題の有無を確かめ，解決すべき問題がある場合は，早期解決を図る。
- (5) いじめであるか否かの判断は，学担一人で行わず，いじめ防止対策委員会が行う。
- (6) いじめに関わる情報は，学級担任が「児童情報」に6年間継続して記録しておき，確実に次の担任に引き継ぎ，指導に生かす。

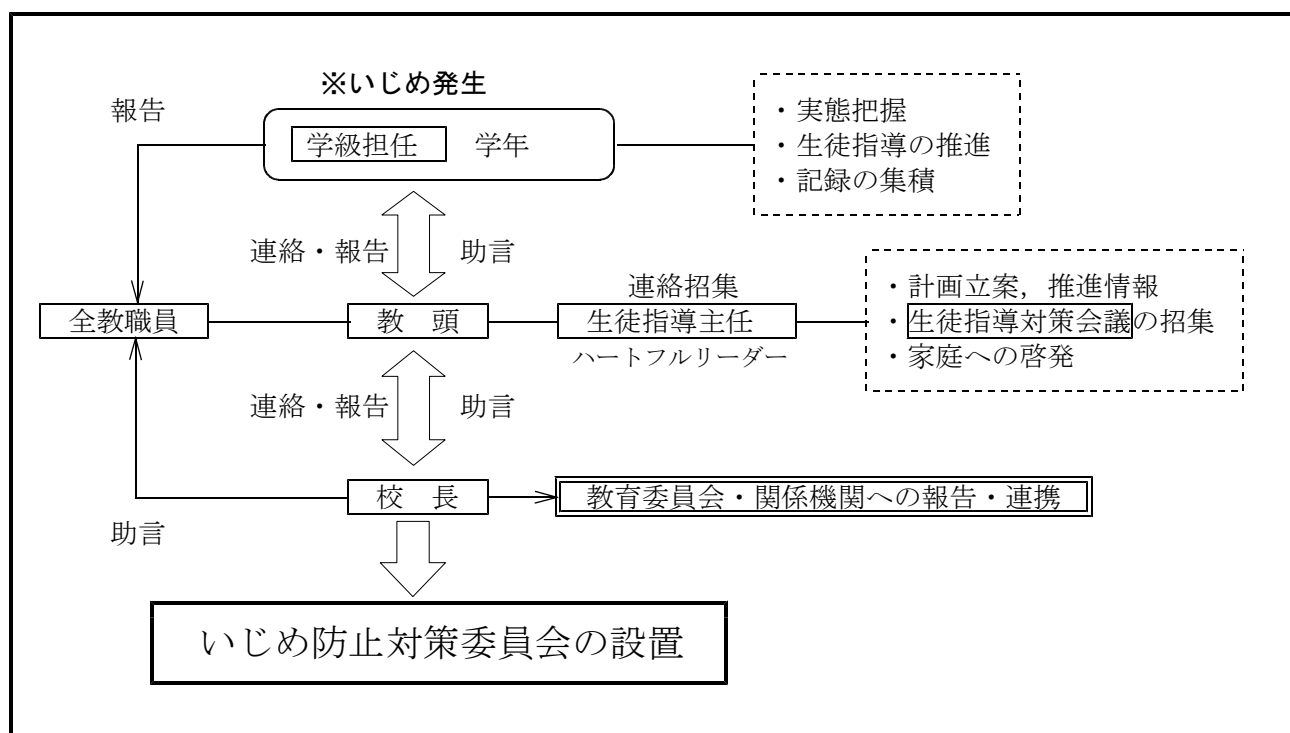
5 いじめの解決に向けた対応について

- (1) いじめの早期解決
 - ① いじめ問題を発見したときは，学級担任だけで抱え込むのではなく，学校長以下すべての教職員が対応を協議し，的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
 - ② 綿密な情報収集に努め，事実確認をした上で，いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童に対して，自制を促す指導に努める。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにも，いじめと同様であることを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく保護者，地域及び関係機関と連携して解決，事後指導にあたる。
 - ⑤ いじめられている児童及びいじめた児童の心のケアのため，スクールカウンセラーと連携を図りながら指導にあたる。
 - ⑥ いじめが解決している状態として，いじめに係わる行為が止んでいること（3か月継続），被害児童等が心身の苦痛を感じていないこととする。
 - ⑦ いじめが解消した後も，再発する可能性があることを踏まえ，日常的に目を配る。
- (2) 家庭や地域，関係機関との連携
 - ① いじめ問題が発生したときは，家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組についての情報を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導にあたる。
 - ② 学校や家庭には，なかなか話すことができない状況の場合は，関係機関の相談窓口の活用について検討する。

6 いじめ問題に取り組むための校内体制

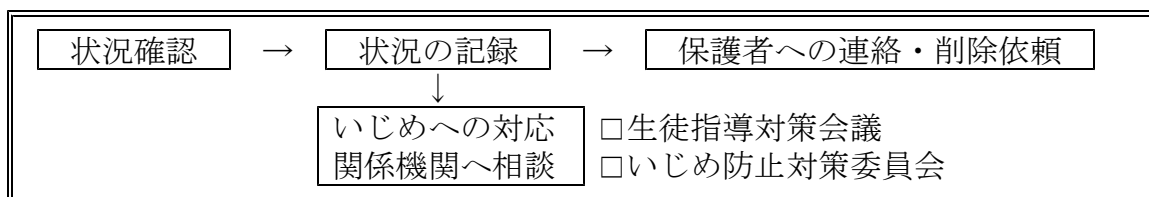
- (1) 生徒指導対策会議
問題傾向を有する児童について，現状や対応等についての情報交換及び共通行動についての話し合いを行う。
- (2) いじめ防止対策委員会
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため，「いじめ防止対策委員会」を設置する。
必要に応じて委員会を開催する。児童等にも相談，通報の窓口であることを周知する。

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭
 当該学年主任，当該学級担任，学校評議員，民生委員・児童委員，
 スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等



7 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
 - ① 文字や画像を使い，特定の児童の誹謗中傷を不特定多数や掲示板等に送信する。
 - ② 特定の児童になりすまし，社会的信用をおとしめる行為をする。
 - ③ 掲示板等に，特定の児童の個人情報に掲載する。 等
- (2) ネットいじめの予防
 - ① 保護者への啓発に努める。
 - ・ フィルタリング
 - ・ 保護者の見守り
 - ・ 家庭内のルールづくり
 - ② 情報モラル教育の充実を図る。
 - ③ ネット安全教室を実施する。
- (3) ネットいじめへの対処
 - ① ネットいじめの把握に努める。
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
 - ・ ネットパトロール
 - ② 不当な書き込みがあった場合は，迅速に対処する。



8 大人によるいじめ

- (1) 教師による体罰と懲戒, 正当な行為
 - ① 体罰
 - ・ 殴打する, 物を児童に投げつける等の身体に対する侵害の行為。
 - ・ トイレに行かせない, 長く別室に留め置く等の肉体的苦痛を与える行為。
 - ② 認められる懲戒 (懲戒権の範囲内と判断され, 肉体的苦痛を伴わないもの)
 - ・ 注意, 叱責, 居残り, 別室指導, 起立, 宿題, 清掃, 学校当番の割当, 文書指導等。
 - ③ 正当な行為 (正当防衛, 正当行為と判断される行為)
 - ・ 児童から教員等に対する暴力行為に対して, 防衛のためにやむを得ずした有形力の行使。
 - ・ 他の児童に対する暴力行為を制止したり, 目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使。
 - ④ 懲戒と体罰の区別については, 単に懲戒行為をした教員等や, 懲戒行為を受けた児童・保護者の主観のみにより判断するのではなく, 諸条件を客観的に考慮して判断する。
 - ⑤ 体罰の防止について
 - ・ 指導が困難な児童の対応を特定の教員が抱え込むことのないよう, 組織的な指導を徹底する。
 - ・ 校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させる。
 - ⑥ 体罰実態把握と事案発生時の報告の徹底
 - ・ 万が一, 体罰を行った場合や目撃した場合は, 直ちに管理職へ報告する。
 - ・ 関係した教員等や児童・保護者からの聞き取り等により, 事実関係の正確な把握に努める。
 - ・ 校長は, 直ちに体罰を行った教員等を指導し, 再発防止を講じるとともに, 教育委員会へ報告する。
 - ・ 学校は, 児童や保護者が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し, 相談窓口の周知を図ることが必要である。
- (2) 保護者による児童虐待
 - ① 児童虐待とは
 - ・ 蹴る, 叩く, 激しく揺さぶる, やけどを負わせる等の身体的虐待
 - ・ 性的行為, 性的行為を見せる, ポルノグラフィの被写体にする等の性的虐待
 - ・ 家に閉じ込める, 食事を与えない, ひどく不潔にする, 自動車の中に放置する, 重い病気になっても病院に連れて行かない等のネグレクト
 - ・ 言葉による脅し, 無視, きょうだい間での差別的扱い, 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) などの心理的虐待
 - ② 虐待の早期発見
 - ・ 朝の健康観察をはじめ, 学校生活全般を通して観察を行うことで, 子どもの心身の健康状態を把握する。
 - ・ 市町村をはじめとする関係機関とも密接な連携を図る。(学校医・PTA・児童館・地域住民等)
 - ・ 要支援児童を把握した場合, 居住する市町村に相談し情報提供を行う。
 - ・ 情報提供の際は, 要支援児童の保護者に市町村への情報提供の概要を説明し, 養育の支援になり得ることを説明する。説明が困難な場合においても, 要支援児童に必要な支援に繋がるよう, 市町村への情報提供に努める。
 - ・ 情報提供後も, 関係機関との連携を密接に取り, ケース検討会議にも積極的に参加する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態判断基準

- ① 児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額の商品を奪い取られた場合
- ② 児童が相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は，状況により判断

(2) 重大事態の調査

- ① 全校児童及び保護者に対しアンケートを行い，事実関係を把握する。
※被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対しては，学校として説明責任があることを自覚し，真摯に情報を提供する。
※個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。
- ③ 重大事態の調査に関わる資料は5年間保存する。廃棄にあたっては，被害者児童生徒及び保護者に説明する。

(3) 重大事態時の報告

- ① 学校が重大事態と判断した場合，黒石市教育委員会に迅速に報告する。
- ② 緊急保護者会を開催し，状況報告をする。

10 いじめ防止に関する取組評価について

- | | | |
|---------------------------|---|---------------|
| (1) 学校評価（前期7月，後期11月の2回実施） | } | 取組の検証（学校評価会議） |
| (2) 学校評議員アンケート（年3回実施） | | |
| (3) 保護者アンケート（11月実施） | | |

【附 則】

- 1 この「黒石東小学校いじめ防止基本方針」は，平成2年4月1日から施行する。
 - ・ 令和3年4月1日一部改正